

令和5年度山形県地域防災計画修正案の概要

I. 県地域防災計画の概要

山形県地域防災計画は、災害対策基本法第40条に基づき、災害から県民の生命や財産を守るため、各種災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的、基本的事項を定めており、政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえ、県計画に検討を加え、必要に応じて修正することとしている。

II. 計画修正の方針

- 1 政府の「防災基本計画」の見直しを踏まえた修正
- 2 関連する法令の改正を踏まえた修正
- 3 その他の防災に係る諸施策の充実

III. 修正（追記）の主なポイント

1 政府の「防災基本計画」の見直しを踏まえた修正

- (1) 災害中間支援機能の強化、関係者の役割分担等の明確化
 - ①災害発生時の官民連携体制の強化を図るため、県における災害中間支援機能の強化
 - ②市町村と災害ボランティアセンターの運営者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等の明確化
- (2) 災害ケースマネジメントの実施等による被災者支援

災害ケースマネジメント※による被災者の自立・生活再建の促進

※一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携し、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み
- (3) デジタル技術の活用

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画、被災者台帳の作成に係るデジタル技術の活用

2 関連する法令等の改正を踏まえた修正

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急修理

災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷被害の拡大を防ぐための緊急措置（災害救助法関係）
- (2) 緊急通行車両の確認・標章等の事前交付

災害時等に交通規制が実施された場合でも、災害応急対策に従事する緊急通行車両が円滑に通行するための平時の手続き（災害対策基本法関係）

3 その他の防災に係る諸施策の充実

- 生活再建支援制度の充実

政府の支援制度の対象とならない災害における「山形県・市町村生活再建支援金」の申請受付・支給体制の整備

令和5年度 山形県地域防災計画修正案の概要について

令和6年2月 山形県防災危機管理課

◆令和5年度の修正内容

- 1 政府の「防災基本計画」の見直しを踏まえた修正
- 2 関連する法令等の改正を踏まえた修正
- 3 その他の防災に係る諸施策の充実

◆主な修正の概要

※記述箇所の凡例 … ㊦:震災対策編 ㊧:風水害等対策編 ㊨:津波災害対策編

1 政府の「防災基本計画」の見直しを踏まえた修正

修正項目	県地域防災計画修正の概要	対象頁 (新旧対照表頁)
(1) 災害中間支援組織の機能強化、関係者の役割分担等の明確化	<p>防災ボランティア活動の環境整備として、災害発生時における官民連携体制の強化を図り、災害時に防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害中間支援機能の強化に努める。・ 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画や災害ボランティアセンターを運営する者との協定等に規定することにより、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	㊦:第2編第5章(P4) ㊨:第2編第6章(P2)

修正項目	県地域防災計画修正の概要	対象頁 (新旧対照表頁)
(2)災害ケースマネジメントの実施等による被災者支援	<p>被災者一人ひとりの被災状況や生活状況等の課題を把握し、必要に応じて関係者と連携しながら支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むよう、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、～略～被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 <p>県は、災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、市町村の実施体制の整備に向けた支援に努めるものとする。</p>	<p>㊦:第4編第1章(P31) ㊧:第4編第1章(P27)</p>
(3)デジタル技術の活用	<p>デジタル技術の活用により、被災者支援を迅速化・効率化するため、次の内容を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 	<p>㊦:第2編第21章(P13) ㊧:第2編第21章(P8)</p>

2 関連する法令等の改正を踏まえた修正

修正項目	県地域防災計画修正の概要	対象頁 (新旧対照表頁)
(1)住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	<p>災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷被害の拡大を防ぐため、被災者の住宅に対する緊急措置として、応急住宅対策計画に次の内容を追記する。</p> <p>※災害救助法施行令第3条第1項の規定に基づく「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号)の一部改正及び山形県災害救助法施行細則の改正に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。 ・被災住宅の応急修理の対象となる者は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ◆雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 	<p>㊦:第3編第17章(P30)</p> <p>㊧:第4編第1章(P25)</p>
(2)緊急通行車両の確認 ・標章等の事前交付	<p>災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両について、平時から、緊急通行車両であることの確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けることが可能となったため、次の内容を追記する。</p> <p>※災害対策基本法施行令及び同規則の改正に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認申出について、災害発生前における確認申出及び事前届出の普及に努め、次により申出及び届出を受け、事務の迅速化を図る。～略～ ・審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を申出者に交付する。 	<p>㊦:第2編第17章(P8)</p> <p>㊧:第2編第17章(P5)</p>

3 その他の防災に係る諸施策の充実

修正項目	県地域防災計画修正の概要	対象頁 (新旧対照表頁)								
生活再建支援制度の充実	<p>自然災害により住宅に著しい被害（中規模半壊以上）を受けた被災者のうち、被災者生活再建支援法が適用されない世帯の生活の早期再建を支援するため、県と市町村が連携して政府と同等の生活再建のための支援金を支給する「山形県・市町村被災者生活再建支援金」事業が令和4年11月8日に創設されたことに伴い、民生安定化計画に次の内容を追記する。</p> <p>・県及び市町村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市町村は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。</p> <table border="1" data-bbox="645 799 1767 1163"> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 799 808 898">支給対象 世帯</td> <td data-bbox="813 799 1767 898">自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 901 808 954">支給額</td> <td data-bbox="813 901 1767 954">政府の制度と同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 957 808 1106">経費負担</td> <td data-bbox="813 957 1767 1106">県 1/2 市町村 1/2 （全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 1109 808 1163">窓口</td> <td data-bbox="813 1109 1767 1163">市町村</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象 世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）	支給額	政府の制度と同じ	経費負担	県 1/2 市町村 1/2 （全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3）	窓口	市町村	<p>●:第4編第1章(P32)</p> <p>Ⓜ:第4編第1章(P28)</p>
支給対象 世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）									
支給額	政府の制度と同じ									
経費負担	県 1/2 市町村 1/2 （全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3）									
窓口	市町村									